

【外務委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本委員会に付託された案件は、条約7件であり、いずれも承認された。

また、本委員会付託の請願2種類2件は、いずれも保留とされた。

〔条約の審査〕

1995年の国際穀物協定は、本年6月30日に失効した1986年の国際小麦協定に代わるものであり、穀物の貿易等に関して情報交換等を行うこと、開発途上国に対する一定量以上の食糧援助を確保することを目的とするものである。

委員会においては、国際商品協定の現状と見通し、世界の穀物事情、世界的な食糧不足への対応策などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

1995年の国際天然ゴム協定は、現行の1987年の国際天然ゴム協定に代わるものであり、緩衝在庫の運用等を通じて、天然ゴムの価格の安定及び供給の確保を図ることを主たる目的とするものである。

委員会においては、天然ゴム緩衝在庫制度の意義などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正は、海事通信及び航空通信のために提供されてきたインマルサットの衛星通信施設を陸上移動通信にも提供し得るようにすることを目的とするものである。

委員会においては、この改正が採択されてから今回の国会提出に至るまで約7年間を要した理由について質疑を行い、全会一致で承認した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定は、1991年4月17日に効力を生じた現行の「米国との地位協定第24条についての特別措置協定」の有効期間が、来年3月31日までとなっていることにかんがみ、引き続き我が国が、在日米軍基地労働者に対する基本給等の支払い及び在日米軍が公用のため調達する電気、ガス等の支払いに要する経費を負担するとともに、新たに、在日米軍の訓練の移転に伴い追加的に必要となる経費を我が国が負担しようとするもので、2001年3月31日まで効力を有することとなっている。

委員会においては、日米安保体制の現状と意義、沖縄米軍基地の整理・統合・縮小、駐留経費継続負担の理由、訓練移転に伴う追加的経費負担の上限、在日米軍が公用で調達する光熱水料の私用との区別、日米地位協定第17条5項(c)の制度的改善などについて質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴェトナム社会主義共和国政府との間の協定は、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的二重課税の回避を目的として、ヴェトナムとの間で課税権を調整するものであり、協定全般にわたりOECDモデル条約及び最近の我が国の条約例に沿ったものとなっており、事業所得に対する課税基準、国際運輸業所得に対する相互免税、投資所得に対する源泉地国の限度税率、外国税額控除方式による二重課税の排除等について規定している。

委員会においては、ヴェトナムの租税制度、ヴェトナムにおける日本企業に対する課税実態、ヴェトナムにおける本協定の実施体制などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書は、WTO設立協定を構成する、サービス貿易一般協定の金融サービス貿易一般協定の金融サービスに関する交渉の成果であり、金融サービス分野に関し、WTO加盟国が一層高い水準のサービス貿易の自由化を達成することを目的とし、市場アクセス、内国民待遇等に係る特定の約束等を行うものである。

委員会においては、米国がサービス貿易一般協定の第二議定書を署名しない理由、米国不参加の金融サービス自由化の実効性、金融サービスの自由化交渉が難航した主要点などについて質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約は、1965年の第20回国連総会において採択され、1969年1月4日に効力を生じたものであり、締約国が人権及び基本的自由の平等な享有を確保するため、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づく、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることを主な内容とするものである。

なお、この条約は、人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動等が法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること等について規定しているが、我が国は、日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由、その他の権利と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する旨の留保を付することとしている。

委員会においては、我が国の条約締結が遅延した理由、留保を付する趣旨、実効性確保のための国内措置、日本人の歴史認識と人種差別発言、人種的優越思想の流布等に対する条約の適用などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

なお、我が国に存在するあらゆる差別の撤廃に向けて一層の努力を払うこと、人種差別撤廃委員会に提出する報告書は適正なものとし、提出後速やかに国会にも提出すること等を政府に要請する決議を行った。

〔国政調査等〕

10月19日、沖縄駐留米兵による小学生女児暴行事件、日米地位協定第17条5項(c)、冷戦後の日米安保体制と核抑止力依存、アジア・太平洋の安全保障、中国の軍事力拡充と日中関係、包括的核実験禁止条約、日中の安保対話、日朝国交正常化交渉、北朝鮮の軍事情勢、国連改革、明石・旧ユーゴ特別代表の辞任と国連PKO、海外邦人の参政権、防衛施設庁長官の首相批判発言報道などの諸問題について質疑を行った。

12月12日、ボスニア和平、尖閣列島周辺海域における中国海洋調査船の活動、日中間大陸棚の境界画定、新防衛計画大綱、APEC大阪行動指針、カストロ・キューバ議長の日本立ち寄り、中国に遺棄した化学兵器、中国残留孤児、日本の食糧自給、中国・フランスの核実験などの諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成7年10月19日（木）（第1回）

- 国際情勢等に関する調査を行うことを決定した。
- 沖縄駐留米兵による小学生女児暴行事件に関する件、日米地位協定第17条5項(c)に関する件、冷戦後の日米安保体制と核抑止力依存に関する件、アジア・太平洋の安全保障に関する件、中国の軍事力拡充と日中関係に関する件、包括的核実験禁止条約に関する件、日中の安保対話に関する件、日朝国交正常化交渉に関する件、北朝鮮の軍事情勢に関する件、国連改革に関する件、明石・旧ユーゴ特別代表の辞任と国連PKOに関する件、海外邦人の参政権に関する件、防衛施設庁長官の首相批判発言報道に関する件等について河野外務大臣、政府委員、警察庁、防衛施設庁、防衛庁、文部省及び自治省当局に対し質疑を行った。
- 1995年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）
1995年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）
以上両件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年10月24日（火）（第2回）

- 1995年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）
1995年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）
以上両件について河野外務大臣、政府委員及び通商産業省当局に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。
（閣条第2号） 賛成会派 自民、平成、社会、共産、新緑、二院
反対会派 なし

(閣条第3号) 賛成会派 自民、平成、社会、共産、新緑、二院
反対会派 なし

○平成7年10月26日(木) (第3回)

- 国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年10月31日(火) (第4回)

- 国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)について河野外務大臣、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

(閣条第1号) 賛成会派 自民、平成、社会、共産、新緑、二院
反対会派 なし

○平成7年11月8日(水) (第5回)

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)(衆議院送付)について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年11月9日(木) (第6回)

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)(衆議院送付)について河野外務大臣、政府委員、防衛庁、防衛施設庁、警察庁及び法務省当局に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

(閣条第4号) 賛成会派 自民、平成、社会の一部、二院
反対会派 社会の一部、共産、新緑

○平成7年11月21日(火) (第7回)

- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本政府とヴェトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)(衆議院送付)
- サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)(衆議院送付)

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を
求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

以上3件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年11月29日（水）（第8回）

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国
政府とヴェトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認
を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の締結について承認を求め
るの件（閣条第6号）（衆議院送付）

以上両件について河野外務大臣、政府委員、外務省、厚生省及び大蔵省
当局に対し質疑を行い、サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の
締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）について
討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第5号） 賛成会派 自民、平成、社会、共産、新緑、二院
反対会派 なし

（閣条第6号） 賛成会派 自民、平成、社会、新緑、二院
反対会派 共産

○平成7年11月30日（木）（第9回）

○あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求
めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）について河野外務大臣、政府委
員、法務省、厚生省、内閣官房、労働省、自治省及び建設省当局に対し質
疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第7号） 賛成会派 自民、平成、社会、共産、新緑、二院
反対会派 なし

○あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約に関する決議を行った。

○平成7年12月12日（火）（第10回）

○ボスニア和平に関する件、尖閣列島周辺海域における中国海洋調査船の活
動に関する件、日中間大陸棚の境界画定に関する件、新防衛計画大綱に関
する件、A P E C大阪行動指針に関する件、カストロ・キューバ議長の日
本立寄りに関する件、ODAに関する件、中国に遺棄した化学兵器に関す
る件、中国残留孤児に関する件、日本の食糧自給に関する件、フランス・
中国の核実験に関する件等について河野外務大臣、政府委員、海上保安
庁、外務省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成7年12月14日（木）（第11回）

- 請願第48号外1件を審査した。
- 国際情勢等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・条 約（7件）

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
1	国際海事衛星機構（イマルサット）に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件	衆	7.10.13	7.10.26	7.10.31 承認	7.11.1 承認	7.10.13	7.10.25 承認	7.10.26 承認
2	1995年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件	参	10.13	10.19	10.24 承認	10.25 承認	10.13 (予備)	11.1 承認	11.2 承認
3	1995年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件	〃	10.13	10.19	10.24 承認	10.25 承認	10.13 (予備)	11.1 承認	11.2 承認
4	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	10.27	11.8	11.9 承認	11.10 承認	11.2	11.6 承認	11.7 承認
5	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	10.27	11.21	11.29 承認	11.29 承認	11.2	11.21 承認	11.21 承認
6	サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の締結について承認を求めるの件	〃	10.27	11.21	11.29 承認	11.29 承認	11.2	11.21 承認	11.21 承認
7	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件	〃	10.27	11.21	11.30 承認	12.1 承認	11.2	11.21 承認	11.21 承認

(4) 成立議案の要旨

国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第1号）

【要旨】

この改正は、小型船舶、航空機等のための小型で軽量の移動地球局が開発されたことにより、これを陸上移動通信に用いることが可能となったことを受けて、国際海事衛星機構（インマルサット）（以下「機構」という。）の衛星通信施設を陸上移動通信にも提供し得るようにすることを目的とし、1989年（平成元年）1月にロンドンで開催された総会において採択されたものである。その主な内容は次のとおりである。

- 1 機構の衛星通信施設を陸上移動通信にも提供し得よう機構の目的を拡大することについて規定する。
- 2 この改正による陸上移動通信サービスの提供に伴って必要となる修正及び補足を行うことについて規定する。

1995年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）

【要旨】

小麦その他の穀物の貿易等に関する情報交換等について定める小麦貿易規約及び開発途上国に対する食糧援助について定める食糧援助規約から成る1986年の国際小麦協定は、その有効期間が2回にわたり計4年延長され、本年6月30日に失効した。

昨年来、1986年の国際小麦協定に代わる新たな国際小麦協定を作成するための交渉が続けられた結果、昨年12月に国際小麦理事会会議及び食糧援助委員会第69回会議において、1995年の国際穀物協定が採択され、本年7月1日に発効した。

この協定は、前文、1995年の穀物貿易規約（本文34か条、末文及び付表）及び1995年の食糧援助規約（本文26か条）から成り、1986年の国際小麦協定との主な相違点は次のとおりである。

1 穀物貿易規約

- (1) 規約の名称を「小麦貿易規約」から「穀物貿易規約」に、また、理事会の名称を「国際小麦理事会」から「国際穀物理事会」に改めた。
- (2) 規約の有効期間を延長する場合の加盟国の票数調整を穀物貿易の態様に一致させることとし、穀物貿易の態様に著しい変化が生じた場合には加盟国の票数を調整することができることとした。

- (3) 市況に関する小委員会をすべての加盟国で構成される市況委員会として、理事会直属の下部機関とした。
- (4) 効力発生の要件を付表に定める総票数の60%以上の票数を有する国が締結等を行っていることから、1986年の小麦貿易規約の締約国を掲げる付表A部に定める総票数の88%以上の票数を有する国が締結等を行っていることに改めた。
- (5) 有効期間を5年から3年に改めた。
- (6) 付表を1986年の小麦貿易規約の締約国を掲げるA部とその他の穀物貿易を行っている国を掲げるB部に分けた。

2 食糧援助規約

- (1) 食糧援助の対象となる途上国の定義を明確化した。
- (2) 一部の加盟国の年間最小拋出量を変更した。
- (3) 食糧援助を商業的な穀物貿易に悪影響を及ぼさないような方法で行う旨の規定をWTO協定の農業協定第10条4に倣いより明確な規定振りにした。
- (4) 食糧援助に用いることのできる穀物に豆類を追加した。
- (5) 効力発生の要件をすべての関係国政府が締結等を行っていることから、75%以上の最小拋出量を有する関係国政府が締結等を行っていることに変更した。

なお、わが国は本年6月21日にこの協定の暫定的適用宣言を行っている。

1995年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）

【要 旨】

この協定は、1987年の国際天然ゴム協定に代わるものとして、本年2月、ジュネーヴで開催された国際連合天然ゴム会議で採択されたものであり、緩衝在庫の運用等を通じて天然ゴムの価格の安定及び供給の確保を図ることを主たる目的としている。1987年の協定との主な相違点は次のとおりである。

- 1 緊急用緩衝在庫の運用を開始して守るべき下方指示価格を、天然ゴム1キログラム当たり、現行の150マレイシア＝シンガポール・セントから157マレイシア＝シンガポール・セントに引き上げた。
- 2 基準価格の定期的な検討及び改定を現行の15か月ごとから12か月ごとに行うことに改めた。
- 3 環境上の側面に妥当な注意を払う旨の規定を追加した。
- 4 協定の有効期間を現行の5年から4年に短縮した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）

【要 旨】

この協定は、日米両国を取り巻く諸情勢にかんがみ、日本国に合衆国軍隊を維持することに伴う経費の日本側による一層の負担を図り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、平成6年3月以来日米両国政府間で交渉を行った結果、平成7年9月27日にニュー・ヨークにおいて署名されたものである。この協定は、前文、本文6箇条及び末文から成り、他に合意された議事録及び書簡が作成されており、それらの主な内容は、次のとおりである。

- 1 日本国は、この協定の効力存続期間中、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給、調整手当、乗船手当等一定の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。
- 2 日本国は、この協定の効力存続期間中、合衆国軍隊等が日本国で公用のため調達する a 公益事業によって使用に供される電気、ガス、水道及び下水道、b a を除く暖房用、調理用又は給湯用の燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。
- 3 日本国は、日本国政府の要請に基づき、合衆国が、合衆国軍隊の行う訓練の全部又は一部を他の施設及び区域を使用することにより変更する場合に、その変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する（当該要請に当たり日本国が経費を負担するとの通告を行う場合に限る。）。
- 4 日本国は、毎会計年度、負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定を合衆国に対し速やかに通報する。
- 5 日米両国は、この協定の実施に関するすべての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができる。
- 6 この協定は、所要の手續に従い1996年4月1日に効力を生じ、2001年3月31日まで効力を有する。

なお、合意された議事録においては、1に掲げる給与には、1987年1月30日に署名された日米地位協定第24条についての特別措置協定（1987年6月1日発効）が発効した際、日本国による負担の対象となっていた部分を含まないことが確認されており、また、書簡においては、4にいう具体的金額の決定についての日本国政府の方針等が表明されている。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴェトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）

【要 旨】

この協定は、これまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を可能な限り回避するとともに、二重課税が発生する場合にはこれを排除することを目的として、我が国とヴェトナムとの間で課税権を調整するため、1995年（平成7年）10月24日にハノイにおいて署名されたものであり、主な内容は次のとおりである。

- 1 この協定の対象税目は、ヴェトナムにおいては個人所得税、利得税、利得送金税、外国契約者税、外国石油下請契約者税及び使用料税、日本国においては所得税、法人税及び住民税とする。
- 2 不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 3 事業所得については、企業が相手国内に恒久的施設を有する場合にのみ、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。
- 4 国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。
- 5 投資所得に対する源泉地国税率は、配当、利子及び使用料のいずれについても、それぞれ10パーセントに制限する。
- 6 不動産の譲渡収益及び恒久的施設又は固定的施設に係る動産の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。
- 7 自由職業所得については、取得者が相手国内に固定的施設を有するか又は183日以上の間相手国内に滞在する場合にのみ、かつ、当該固定的施設に帰せられる所得又は前記の期間中に相手国内で取得した所得についてのみ相手国において課税される。
- 8 勤務に対する報酬及び芸能人等の所得については、相手国内で勤務又は芸能活動等が行われる場合に相手国において課税される。
- 9 短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づく活動を行う芸能人、学生等の所得については、一定の条件の下に相手国において免税される。
- 10 我が国及びヴェトナムにおいては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を排除する。また、一定の所得について、我が国においていわゆる「みなし外国税額控除」を認めるが、この協定が効力を生ずる暦年の後15年目の年の12月31日より後に開始する各課税年度においては、適用しない。

サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の締結について承認を求め
るの件（閣条第6号）

【要 旨】

この議定書は、サービスの貿易に関する一般協定の金融サービスに関する第二附属書に基づき、世界貿易機関（WTO）を設立するマラケシュ協定の効力発生（1995年1月1日）の後も継続して行われた交渉の結果、本年7月21日に採択され、確認期間を経て同年10月6日に作成されたものであり、前文、本文及び末文並びに関係加盟国の29の約束表及び13の免除表から成る。主な内容は次のとおりである。

- 1 この議定書に附属する金融サービスに関する加盟国の約束表又は免除表は、この議定書が当該加盟国について効力を生ずる時に、当該加盟国の約束表又は免除表の金融サービスに関する部分に代わるものとする。
- 2 この議定書は、1996年（平成8年）6月30日まで関係加盟国による受諾のために開放しておく。
- 3 この議定書は、すべての関係加盟国が受諾した日の後30日目の日に効力を生ずる。すべての関係加盟国が1996年（平成8年）7月1日前にこの議定書を受諾しなかった場合には、同日前にこの議定書を受諾した加盟国は、その後30日以内にこの議定書の効力発生に関する決定を行うことができる。
- 4 この議定書に附属する我が国の約束表で我が国が追加的に約束する点は、次のとおりである。なお、我が国は免除表を提出していない。
 - (1) 日本国籍の外航船舶と航空機に係る保険サービスの国境を越えた直接取引を認める規制緩和
 - (2) 保険仲立人制度の導入
 - (3) 1億円超の外貨建て海外預金に係る包括許可制の導入による規制緩和
 - (4) 金融・証券の派生商品の直接取引につき一部の者を許可不要とする規制緩和
 - (5) 年金運用市場への投資顧問業者のアクセスの改善

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求め
るの件（閣条第7号）

【要 旨】

この条約は、1965年（昭和40年）12月21日の第20回国際連合総会において採択され、1969年（昭和44年）1月4日に効力を生じたものであり、締約国が人権及び基本的自由の平等な享有を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等をすべての適当な方法により遅滞なくとること等について定める

ものである。この条約は、前文、本文25箇条及び末文から成り、その主な内容は、次のとおりである。

- 1 「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。
- 2 締約国は、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。
- 3 締約国は、人種隔離及びアパルトヘイトを非難し、また、この種のすべての慣行を防止し、禁止し及び根絶することを約束する。
- 4 締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次項に定める権利に十分な考慮を払い、人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動等が法律で処罰すべき犯罪であることを宣言する。
- 5 2の基本的義務に従い、締約国は、市民的及び政治的権利並びに経済的、社会的及び文化的権利等の享有に当たり、あらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること等を保障することを約束する。
- 6 締約国は、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びに公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。
- 7 締約国は、国連憲章、世界人権宣言、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国連宣言及びこの条約の目的及び原則を普及させるため、迅速かつ効果的な措置をとることを約束する。
- 8 人種差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 9 締約国は、この条約の諸規定の実現のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置に関する報告を、委員会による検討のため、国連事務総長に提出することを約束する。委員会は、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。
- 10 締約国は、他の締約国がこの条約の諸規定を実現していないと認める場合には、その事案につき委員会の注意を喚起することができる。
- 11 委員会の委員長は、特別調停委員会を設置する。特別調停委員会は、この条約の尊重を基礎として事案を友好的に解決するため、関係国に対してあっせんを行う。
- 12 締約国は、この条約に定めるいずれかの権利の当該締約国による侵害の被

害者であると主張する当該締約国の管轄の下にある個人又は集団からの通報を、委員会が受理しかつ検討する権限を有することを認める旨を、いつでも宣言することができる。

- 13 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。留保は、締約国の少なくとも3分の2が異議を申し立てる場合には、両立しないものとみなされる。

なお、我が国は、この条約の締結に当たり、人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動等が法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること等の規定（第4条(a)及び(b)）に関し、我が国がこれらの規定に基づく義務を完全に履行することは、日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触するおそれがあるため、それらの権利と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する旨の留保を付することとしている。

(5) 委員会決議

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約に関する決議

あらゆる形態の人種差別の撤廃をめざす本条約の締結は、国際社会及び我が国における人権政策の確立と人権尊重の取組の強化において、きわめて有意義である。

政府は、本条約の締結に当たり、次の事項につき誠実に努力すべきである。

- 1 我が国に存在するあらゆる差別の撤廃に向けて、一層の努力を払うこと。
 - 2 あらゆる形態の人種差別の撤廃を達成するため、本条約の規定に従って、必要な国内措置を十分に講ずること。
 - 3 本条約の内容が広範な分野に及ぶことにかんがみ、条約の運用に当たり、関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、広く国民に対し、本条約の趣旨及び内容の周知徹底に努めること。
 - 4 人種差別撤廃委員会に提出する報告書は、適正なものとするとともに、提出後、速やかに国会にも提出すること。
 - 5 学校教育、社会教育、公務員の研修の分野で、あらゆる差別の撤廃のための広報活動及び人権教育を重視し、その実施体制の確立を図ること。
 - 6 未批准の人権に関する諸条約の締結について、その検討を促進すること。
- 右決議する。